

敬老バス事業の実施に関する陳情

【陳情事項】

1. 市内のバスなどを自由に乗り降りできる敬老バス事業を、船橋市で実施すること。
2. 千葉県に対し、敬老バス事業を実施するよう求める意見書を提出すること。

【理由】

高齢者世帯は年収200万円以下の層が4割を占めています。多くの世帯が年金収入だけでは足りず、預貯金を取り崩しながら生活しています。生活保護の利用も増え続けています。厚労省の発表によれば、2018年7月時点で高齢者の生活保護世帯は前年度比2.1%増の88万791世帯となり、全生活保護世帯の54.1%を占めました（一時的な保護停止を除く）。

年金の削減、医療・介護の保険料の値上げ、高齢者の医療費窓口負担や介護保険サービス利用料の引き上げなど、相次ぐ社会保障の改悪が、高齢者の生活を著しく圧迫しています。

横浜市や名古屋市などが発行する敬老バスや、東京都が発行するシルバーパスは、市内・都内のバスなどを自由に乗り降りできるチケットです。これらの事業は、高齢者の外出機会の増加という社会参加効果、外出による歩行量の増加という健康効果、外出による買い物行動・消費の増加という経済効果、自動車利用機会の減少による環境負荷の軽減という環境効果など、多面的な効果があると言われています。

低所得の高齢者層に対して「移動の権利」を保障するとともに、こうした豊かな効果をもたらす敬老バス事業を、船橋市や千葉県でも実施すべきです。